

豊明市広告付き番号案内表示システム及び
デジタルサイネージシステム設置事業仕様書

1 事業名

豊明市広告付き番号案内表示システム及びデジタルサイネージシステム設置事業

2 設置時期及び運用期間

設置時期は、令和8年5月2日（土）から5月6日（水）の範囲において協議の上、別途決定する。
運用期間は、システム運用開始日（設置が完了した日の翌営業日）から令和13年5月2日（金）までとする。

3 目的

窓口サービスの向上及び市の経費削減のため、広告付き番号案内表示システム及びデジタルサイネージを導入することを目的とする。

4 設置場所

豊明市役所本館1階（詳細は「設置場所レイアウト図（広告付き番号案内表示システム）」及び「設置場所レイアウト図（デジタルサイネージシステム）」のとおり）

5 システム運用開始日

令和8年5月7日（木）（予定）

6 設置機器仕様書等

設置機器は次の台数を下限とし、必要であれば台数の追加を提案してよいこととする。なお、広告放映機器については別途提案すること。

機器類	台数	設置場所	想定業務等
(1) 受付番号札発券機	1	待合ロビー	住民記録、戸籍などに係る各種届出、マイナンバーカードに係る各種手続き、証明書交付
(2) 受付番号呼出機	6	待合ロビー:1 市民課:5	フロアマネージャー及び職員用
(3) 交付番号呼出機	1	証明窓口	
(4) 番号表示機	5	証明窓口:1 市民課:4	
(5) 受付番号札発券機設置台	1	待合ロビー	

(6) 受付番号案内表示モニター	1	待合ロビー	
(7) 交付番号案内表示モニター	1	証明窓口	
(8) 職員用モニター	2	証明窓口:1 市民課:1	
(9) 自立式サイネージ用液晶 ディスプレイ(スタンド付き)	1	総合案内	市政情報、イベント等行事案内
(10) 壁掛けサイネージ用液晶 ディスプレイ	1	新館玄関	市政情報、イベント等行事案内

機器の仕様は次のとおりとする。

(1) 受付番号札発券機

- ア タッチ画面とプリンターが一体型であること。
- イ 1画面に8業務以上のボタンが表示できること。
- ウ 各業務の待ち時間が表示できること。
- エ 印刷方式はオートローディング方式であること。
- オ 発券する番号札は、同じ番号を連続して2枚発券することができ、ミシン目で切り離しができること。
- カ 安全に配慮しプリンター部分にカッターがないこと。
- キ 設置後でも、必要に応じ、表示内容を変更できること。

(2) 受付番号呼出機

- ア 順番呼出・割込呼出・選択呼出・保留といった呼出パターンがあること。
- イ 操作方法はタッチパネル式、ボタン式のどちらでも可とする。

(3) 交付番号呼出機

- ア バーコード入力で対応可能なものとし、クリアファイルに貼り付けられたバーコード又は番号札の半券に印字されたバーコードをバーコードリーダーで読み込むことで、指定の交付番号の表示が開始されること。
- イ バーコード入力のほか、テンキー番号入力することで交付番号の表示が開始できること。
- ウ 交付番号を表示するとともに聞き取りやすい音声案内を同時に用うことができること。

(4) 番号表示機

- ア 各窓口の現在の受付番号やカウンターの場所が表示されること。
- イ 指定された場所で、利用者から見やすい位置に設置すること。

(5) 受付番号札発券機設置台

- ア 受付番号札発券機が設置できる大きさであること。
- イ 高さは記載台と同じ 1,000 mm程度であること。

(6) 受付番号案内表示モニター

- ア 利用者から視認しやすい大きさであること。
- イ 窓口の正面に吊り下げた状態で設置すること。
- ウ 設置にあたっては確実に固定し、落下防止等の安全対策を十分に講じること。
- エ 窓口ごとに呼び出しをする受付用呼出機と連動して、受付番号を表示するとともに、業務ごとや窓口ごとに待ち人数、最新呼出番号が表示できること。
- オ 不在番号が表示できること。

(7) 交付番号案内表示モニター

- ア 利用者から視認しやすい大きさであること。
- イ 各窓口の正面に吊り下げた状態で設置すること。
- ウ 設置にあたっては確実に固定し、落下防止等の安全対策を十分に講じること。
- エ 呼出番号が表示でき、4桁まで対応していること。
- オ 不在番号が表示できること。

(8) 職員用モニター

- ア 現在の受付番号の表示が一括してでき、業務ごとの待ち人数・最大待ち時間や不在番号が表示できること。
- イ 利用者が番号札を取ったことをチャイム音や画面表示できること。
- ウ 指定された場所で、職員から見やすい位置に設置すること。

(9) 自立式サイネージ用液晶ディスプレイ(スタンド付き)

- ア 液晶ディスプレイのサイズは43インチ以上とする。
- イ スタンドは車輪を用いる等、職員で簡易に移動できる仕様とすること。
- ウ 市政情報やイベント等行事案内が文字情報、動画、静止画により配信できること。

(10) 壁掛けサイネージ用液晶ディスプレイ

- ア 液晶ディスプレイのサイズは43インチ以上とする。
- イ 設置にあたっては確実に固定し、落下防止等の安全対策を十分に講じること。
- ウ 市政情報やイベント等行事案内が文字情報、動画、静止画により配信できること。

(11) 広告放映機器

- ア 設置する場合、本体サイズ・画面表示サイズ等は協議の上決定する。
- イ 設置にあたっては確実に固定し、落下防止等の安全対策を十分に講じること。

7 市政情報及び広告内容

(1) 市政情報の放映

- ア 行政情報枠は、市と協議の上決定するものとする。
- イ 市から提供した素材をもとに行行政情報を編集し、広告と組み合わせて放映すること。

(2) 民間企業等の広告内容等

- ア 放映できる広告は、豊明市有料広告掲載の取扱いに関する要綱を遵守すること。
- イ 広告主の募集は事業者が行い、その広告の掲載により得られる収入は事業主に帰属する。
- ウ 事業者は、広告に関する苦情その他の問題が生じたときは、全ての責任を負い、直ちに問題の解決にあたること。
- エ 広告の放映にあたって、音声を発する場合は、市の業務に支障のない音量設定とし、必要に応じて市が音量調整を行うことができる。

(3) その他

放映時間は、窓口業務時間とする。ただし、開庁時間の変更等に伴い、放映時間を変更できるものとする。

8 運営体制等

(1) 運営体制

- ア 事業者は、システム運用までに運営体制を構築し、運営体制図、緊急連絡先等の必要な情報を市に提出すること。体制に変更があったときも同様とする。
- イ 事業者は、システム運用に係る管理責任者を定め、業務の全般にわたり管理を行うこと。

(2) 維持管理

事業者は、システムの円滑な運営のため、定期的に点検、清掃等を行うとともに、必要に応じて消耗品の補充を行うこと。

(3) 故障時等の対応

- ア 故障その他の理由によりシステムが使用できなくなったときは、速やかに正常な稼働状況に復元できるよう、修繕又は代替機の設置等の対応を実施すること。
- イ 正常な稼働状況に復元するための費用は、事業者が負担するものとする。

(4) 研修等の実施

- ア 事業者は、システムを使用する職員に対し、その操作等について研修を行うこと。また、市からの問合せには速やかに対応できる体制を整備すること。
- イ 事業者は、システムの操作マニュアルを作成し、市に提出すること。
- ウ 研修等の実施にあたって必要となる費用は、事業者が負担するものとする。

9 費用負担等

- (1) 事業者は、本仕様書に示す機器等及び附属備品の調達一式を負担する。(システムの運用に係るネットワークの運用費及び発券機等で使用するロール紙等の消耗品を含む。)
- (2) 事業者は、設置機器の落下、転倒等により、身体や財産に損害を及ぼした場合には、事業者の責任において補償すること。このため、損害賠償保険に加入する等の対応を取ること。
- (3) 事業者は、機器等の設置、維持管理、移動、撤去に伴う費用(配線作業、原状復帰作業を含む)を負担する。
- (4) 事業者は、豊明市財産の使用料等に関する条例に基づき、システム等の面積に応じて計算した使用料を市に支払う。
- (5) 事業者は、システム等稼働に伴う電気料金を負担する。
- (6) 行政情報の放映料は無償とする。

10 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、市と事業者の協議の上、決定するものとする。
- (2) 本事業を遂行する上で知り得た情報及び本事業に係る内容は、市の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (3) システム運用開始後に、機構改革等により機器の設置数や設置場所等に変更の必要が生じた場合は、市と事業者が協議の上決定し、変更協定等により対応する。

11 連絡先

〒470-1195 愛知県豊明市新田町子持松1番地1
豊明市役所 市民生活部 市民課 担当:星子・加藤
電話番号:0562-92-1112
電子メール:shimin@city.toyoake.lg.jp